

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	17	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 【延長】 鉄軌道事業者又は第三セクターが駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した家屋及び償却資産 ・ 特例措置の内容 不動産取得税：課税標準1/6控除 固定資産税・都市計画税：課税標準5年度分2/3 【拡充】 バリアフリー化のための改良工事により取得した償却資産に、可動式ホーム柵設置に係る償却資産を追加 ・ 特例措置の内容 固定資産税：課税標準5年度分2/3 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 不動産取得税：地方税法附則第11条第11項、同法施行令附則第7条第9、10、11項 同法施行規則附則第3条の2の11 固定資産税：地方税法附則第15条第33項、同法施行令附則第11条第46、47、48、49項 都市計画税 同法施行規則附則第6条第71、72項 		
要望理由	国土交通省では、平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関のバリアフリー化をこれまで以上に積極的に推進する必要があるところ、高齢者、障害者等の移動等円滑化に資する鉄道駅におけるエレベーターの整備は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない採算性の悪い投資であることから、税制上の特例措置の延長を行い、その整備の促進を図るとともに、可動式ホーム柵の導入についても積極的に推進していくために、本特例措置を拡充する必要がある。		
減収見込額	(初年度) 8 (16) (平年度) 23 (12) (単位：百万円)		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 駅のエレベーターの特別償却制度（法人税、特別償却率15%） ・ 融資、補助金その他 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金、鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助、都市鉄道整備事業費補助 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 上記特別償却制度の拡充及び延長 ・ 融資、補助金その他 交通施設利用高度化等事業費補助金、鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助、都市鉄道整備事業費補助 	
過去の要望経緯	平成12年度税制改正要望提出（創設）、平成14年度・平成16年度・平成18年度税制改正要望提出（延長） 平成20年度税制改正要望提出（延長、対象からエスカレーターを除外）		
本要望に対応する縮減案			

